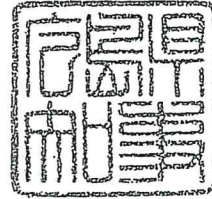


平成24年 9月14日

(株) 今井土木

今井 一登 様

広島県知事
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)
建設産業課



特定建設業の許可について(通知)

平成24年 8月 3日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号	広島県知事	許可(特-24)第 32648号
許可の有効期間	平成24年 9月14日から平成29年 9月13日まで	
建設業の種類	とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業	
	土木工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成29年 8月 14日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)